様式第五十一（第52条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

| 職　名 | 氏　名 | 生年月日 |
| --- | --- | --- |
| | | |

刻印

（写真）

産業競争力強化法第138条第１項による立入検査証

（発　行　権　者）　印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百五十条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

## ○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

経営力向上に関する命令（平成二十八年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （関係事業者に関する主務省令で定める関係） | |
| **第一条**　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。 | ［新設］ |
| （経営力向上計画の認定の申請） | （経営力向上計画の認定の申請） |
| **第一条**　法第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。 | **第一条**　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。 |
| ２　法第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を | ［新設］ |